

指定居宅介護支援 重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 日野町社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	日野町河原一丁目1番地
代表者（職・氏名）	会長 望 主 昭 久
設立年月日	昭和41年7月23日
電話番号	0748-52-1219

2. 事業所の概要

事業所の名称	居宅介護支援サービス ひだまり
事業所の所在地	日野町河原一丁目1番地
電話番号	0748-52-5556
サービスの種類	居宅介護支援
指定年月日・事業所番号	平成18年9月1日指定 2571500251
管理者の氏名	福 田 理 恵
通常のコサービスを提供する地域	通常は日野町にお住まいの方

3. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	居宅介護支援は、介護保険法令に従い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ることが出来るよう支援します。
運営の方針	居宅介護支援従事者は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るようサービスを提供します。

4. 提供するサービスについての相談窓口

当事業所では、利用者に対して提供する居宅介護支援サービスについての相談窓口として、以下の担当介護支援専門員を配置しています。

ご不明な点やご要望がありましたら、なんでもおたずねください。

担当介護支援専門員	
-----------	--

5. 職員の体制等

当事業所では、利用者に対して居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常 勤	非常勤	計	職 務 の 内 容
管理者 主任介護支援専門員	1名		1名	管理全般・介護支援専門員
介護支援専門員	2名		2名	計画作成 居宅サービス事業者との連絡の調整
事務員		1名	1名	

6. サービスの提供時間帯

当事業所が提供する居宅介護支援サービスの時間帯は、以下のとおりです。

提供時間帯	8：30～17：15
月曜日～金曜日	
ただし、国民の祝日・12月29日から翌年1月3日までを除く	

7. 提供するサービス内容

(1) 居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整。

利用者とともに必要な援助を考え、サービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画を作成します。

また、各サービス利用に関する事業者との調整をします。

(2) サービスの実施状況および課題の把握

1か月に1回以上、担当の介護支援専門員が利用者宅を訪問し、サービスの内容が適切かなどについて話し合います。

(3) 給付管理

介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して給付管理を行います。

(4) 要介護認定等の協力・援助

利用者が要介護認定等、更新認定を受けるについて必要な援助を行います。

(5) 利用者からの相談の対応

介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。

8. サービス利用料及び利用者負担

居宅介護支援利用料は、介護サービス提供開始後、1か月あたり厚生労働大臣が決める基準額（下表）のとおりです。

居宅介護支援費（Ⅰ）

（利用料は地域区分別（7級地）の単価を含みます。）

区分・要介護度		基本単位	利用料
居宅介護支援（ⅰ） 介護支援専門員1人当りの利用者の 数が45件未満の場合	要介護1・2	1,086	11,088円
	要介護3・4・5	1,411	14,406円
居宅介護支援（ⅱ） 介護支援専門員1人当りの利用者の 数が45件以上60件未満の場合	要介護1・2	544	5,554円
	要介護3・4・5	704	7,187円

- ※ 介護職員等処遇改善加算（処遇改善に利用・生産性向上に取り組む） 基本利用料の2.1%が追加されます。
- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2か月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より2,042円を減額することとなります。
- ※ 次の要件を満たす場合、各種加算が追加されます。

加算	基本単位	利用料	加算の要件・算定回数等
初回加算	300	3,063円	①新規に居宅サービス計画を作成する場合 ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合（1月につき）
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250	2,552円	病院又は診療所の職員に対して入院した日のうちに当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合（1月につき）
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200	2,042円	病院又は診療所の職員に対して入院後3日以内に当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合（1月につき）
退院・退所加算			退院または退所に当たって、病院等職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を受けたうえで、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サ

			サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中1回を限度)
(I) イ	450	4,594円	必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けているとき
(I) ロ	600	6,126円	必要な情報提供をカンファレンスの方法により1回受けているとき
(II) イ	600	6,126円	必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けているとき
(II) ロ	750	7,657円	必要な情報提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによるとき
(III)	900	9,189円	必要な情報提供を3回受けており、うち1回以上はカンファレンスによるとき
通院時情報連携加算	50	510円	利用者が病院又は診療所において医師の診察をうけるときに介護支援員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合(1月に1回)
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,042円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス又は地域密着型サービスの利用調整を行った場合(1月に2回を限度に)
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,084円	在宅で死亡した利用者に対し、24時間連絡がとれる体制を確保、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意の上、在宅を訪問し、主治医の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、情報提供を行い、利用者への支援を行った場合

介護保険が適用される場合（法定代理受領）は、利用料は全額介護保険により支払われるため、利用者の自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等があった場合には、上記料金をいただきます。その場合には、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。

指定居宅介護支援提供証明書を後日、日野町役場長寿福祉課の窓口へ提出すると、審査後、差額の払い戻しを受けることができます。

9. 利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

10. 交通費

介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費は徴収しません。

11. ハラスメント対策

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、次の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

12. 虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (3) 事業所における虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5) 事業所は虐待防止責任者を定めます。

13. 業務継続計画に向けた取り組み

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1 4. 感染症対策

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 5. 解約

- (1) 利用者は、当事業所に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (2) 当事業所は、事業の廃止などやむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日1か月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することがあります。この場合、当事業所は、他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、利用者が続けて滞りなく介護保険サービスを受けることができるように手配します。

1 6. サービス内容に関する苦情・相談窓口

【事業所の窓口】 居宅介護支援サービス ひだまり	所在地 日野町河原一丁目1番地 電話番号 0748-52-5556
【事業者の窓口】 社会福祉法人 日野町社会福祉協議会	所在地 日野町河原一丁目1番地 電話番号 0748-52-1219
日野町役場 長寿福祉課	所在地 日野町河原一丁目1番地 電話番号 0748-52-6501
滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談	所在地 大津市中央4丁目5-9 TEL: 077-522-2651/077-510-6605(直通)
滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	所在地: 草津市笠山7丁目8番138号 TEL: 077-567-4107

指定居宅介護支援の概要、サービス内容について、本書面にに基づき重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

(事業者)

所在地 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地
事業者名 社会福祉法人 日野町社会福祉協議会
会長 望主昭久

説明者 居宅介護支援サービス ひだまり
介護支援専門員

私は、本書面により、事業者から指定居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

本人
住所 _____

氏名 _____

代理人
住所 _____

氏名 _____

(本人との続柄 /)